

令和3年9月30日

〒850-0876

長崎市賀町5番24号 向ビル201

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき 御中

〒170-6033

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 サンシャイン60

電話：03-5950-0241

FAX：03-5950-0242

弁護士法人アディーレ法律事務所

コンプライアンス室 室長

弁護士 斎藤 勝也

回答書

拝復

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、当法人のウェブページの記載に対し、ご意見・ご指摘いただき誠にありがとうございます。

貴法人から受領しました令和3年8月31日付け申入書に対して、別紙のとおりご回答いたします。

書面の内容にご不明点がございましたら、当職までお問い合わせください。

敬具

1 はじめに—ウェブページの構成

当法人は、債務整理、交通事故被害、夫婦問題、労働トラブル、国に対する給付金又は賠償金請求（B型肝炎の給付金請求、アスベスト（石綿）被害の損害賠償請求）の5分野を主軸として、リーガル・サービスを提供しております。当法人が受任するこれら5分野の事件処理に関連する弁護士費用は、ウェブページで①「債務整理の費用」と②「債務整理以外の費用」とに分けてご案内しており、交通事故被害、夫婦問題、労働トラブル、国に対する給付金又は賠償金請求の4分野については分野ごとに別個のウェブページを設けております。

当法人が上記5分野以外の分野を受任する場合については、ウェブページで「上記以外については、以下をご覧ください。」として、③「そのほかの相談・依頼、弁護士費用について」で弁護士費用をご案内しております。

2 消費者契約法に対する考え方

貴法人からご指摘いただいた懸念点については、従前より当法人も同様の問題意識を持っておりました。そのため、相当以前の段階で上記5分野（債務整理、交通事故被害、夫婦問題、労働トラブル、国に対する給付金又は賠償金請求）については、依頼者が弁護士費用を負担する場合、ウェブページ及び委任契約書上において、進行状況に応じた清算となる趣旨を明記し、契約時に依頼者にもその旨説明してまいりました。

このことは、現在委任契約継続中の全ての依頼者に当てはまります。

3 今回ご指摘いただいた表示部分について

今回貴法人からご指摘いただいた「この場合、費用は全額をお支払いいただきます。」との文言部分は、上記5分野を除いた分野（③そのほかの相談・依頼）にかかるものです。

該当部分は、当法人が①債務整理の分野及び②債務整理以外の4分野（交通事故被害、夫婦問題、労働トラブル、国に対する給付金又は賠償金請求）の5分野を除いた分野を法人として受任する場合の費用を定めたものですが、相当以前から③そのほかの相談・依頼に該当する法人受任案件が発生してこなかったことから、ウェブページの改訂が漏れていたものとなります。この度ご指摘いただき修正できましたことを感謝いたします。

現在、当法人が受任している上記5分野以外の③そのほかの相談・依頼に該当する事案はなく、今後該当事案を受任する場合には、委任契約書の文言を進行状況に応じた清算とすること及び依頼を希望される方にその趣旨を説明することは、当然に徹底してまいります。

4 ご提案についてのご回答

(1) 委任契約書について

①債務整理、②交通事故被害、夫婦問題、労働トラブル、国に対する給付金又は賠償金請求の5分野については、既述のとおり、依頼者が委任契約を解除した場合に、依頼者が当法人に対して報酬等の費用全額を支払う義務を負う旨の規定は存在しません。

③そのほかの相談・依頼については、今後法人が受任する案件が発生した場合には、①②の5分野と同様に、進行状況に応じた清算文言といたします。

(2) ウェブページの文言について

貴法人からのご指摘を受け、当法人の真意のとおり、進行状況に応じた清算とする内容に変更いたしました。

(3) 依頼者に対する説明について

①債務整理、②交通事故被害、夫婦問題、労働トラブル、国に対する給付金又は賠償金請求の5分野については、既述のとおり、契約時に進行状況に応じた清算となる旨を依頼者に対して説明しております。

③そのほかの相談・依頼については、今後法人が受任する案件が発生した場合には、①②の5分野と同様に、当然に依頼希望者に対する説明を徹底いたします。

5 結語

この度はご多忙のところ有意なるご指摘をいただきありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

以上